

大分県産業科学技術センターほか1庁舎の電力調達に係る仕様書

1 対象建物及び需要場所

- (1) 対象建物 別紙「対象施設の情報一覧」のとおり
- (2) 需要場所 別紙「対象施設の情報一覧」のとおり

2 用途 別紙「対象施設の情報一覧」のとおり

3 仕 様

(1) 電力供給方式、標準電圧、標準周波数、受電方式等

- ア 電力供給方式
 - イ 標準電圧（常時電力）
 - ウ 計量電圧（常時電力）
 - エ 標準周波数
 - オ 受電方式
 - カ 蓄熱設備
 - キ 自家発電機
 - ク 余剰電力の売却
- } 別紙「対象施設の情報一覧」のとおり

(2) 契約電力及び予定使用電力量

- ア 契約電力（契約上使用できる電気の最大電力をいい、
30分最大需要電力計により計測される値が
原則としてこれを超えないものとする。）
 - イ 予定使用電力量
- } 別紙「対象施設の情報一覧」
のとおり

(3) 供給する電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その供給電力量の割合が100%を満たすこと。また、その環境価値については大分県（以下「甲」という。）に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

※参考：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

<https://www.there100.org/sites/re100/files/2023-02/RE100%20technical%20criteria%202B%20appendices%20%28Japanese%29.pdf>

(4) 契約使用期間

令和8年3月1日0時から令和9年2月28日24時まで

ただし、自動検針装置の設置等の事前準備が供給開始日までに完了せず電力供給が期日までにできない場合は、この限りではない。

(5) 電力量の検針

- ア 自動検針装置
- イ 電力量計の仕様

(6) 需給地点

(7) 電気工作物の財産分界点

(8) 保安上の責任分界点

(9) 単位及び端数処理

別紙「対象施設の情報一覧」のとおり

料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

- ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
- イ 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
- ウ 力率の単位は、1 パーセントとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
- エ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は切り捨てる。

(10) その他

- ア 力率は、契約期間中は100%を保持する予定。入札額算定時も力率100%で算定してよい。
- イ 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、需要場所を管内とする旧一般電気事業者が定める標準供給条件又は、託送供給約款による。
- ウ 入札価格の算定にあたっては、燃料費等調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- エ 料金の請求は、別途指定する送付先に請求書を送付すること。
- オ 料金の請求は、web ページで請求書を発行する形式でも可能。ただし、請求内容（利用期間、振替日）を表示すること。
- カ 電力供給の切り替えに係る手続（書類作成等）は、電力供給者（以下「乙」という。）が行うものとする。
- キ 乙は、電力供給期間が3ヶ月経過するごとに「3 仕様」（3）に定める要件について確認できる資料として、別紙1を3ヶ月経過した月の翌月10日までに甲に送付すること。なお、再生可能エネルギー電気の供給に用いた証書の写しの添付をもって代えることも可とする。また、期限内に別紙1もしくは証書の写しを提出できない場合は、必ず事前に甲と協議すること。
- ク 用度管財課から依頼があった際は、月ごとの各庁舎の消費電力量、最大電力を一覧表にして提出すること。
- ケ 乙は、「3 仕様」（3）に定める要件を満たせない場合、必ず事前に甲に申出を行い協議すること。
- コ 本契約の第12条(4)の正当な理由には、高圧業務用電力から低圧業務用電力に変更する

庁舎に伴う電力供給の解約手続きが含まれることとする。

また、解約に伴う経費の負担及び本契約書の変更は行わない。

サ この仕様書に定めのない事項については、別途、協議の上決定する。

【仕様書別紙】

対象施設の情報一覧

1. 基本情報

番号	対象建物	需要場所	用途	電力供給 方式	標準電圧 (V)	計量電圧 (V)	標準周波 数 (Hz)	受電方式	蓄熱設備 の有無と 容量	自家発電 機の有無 と容量	余剰電力 の売却の 有無と売 却先	自動検針 装置の有 無	電力量計 の仕様	需給地点	電気工作 物の財産 分界点	保安上の 責任分界 点
1	産業科学技術センター	大分市高江西1丁目4361-10	官公署 (事務所 兼研究 棟)	交流3相 3線式	6600	6600	60	1回線受 電	無	有 250kVA	有 九州電力 (株)	有	電力需給 用複合計 器	需給場所における構内引込線に大分県の 施設した開閉器の電源側接続点	同左	同左
2	大分家畜保健衛生所	大分市大字小野鶴442	官公署 (事務所)	交流3相 3線式	6600	6600	60	1回線受 電	無	無	無	有	電力需給 用複合計 器	需給場所における構内引込線に大分県の 施設した開閉器の電源側接続点	同左	同左

2. 契約電力(最大需要電力)(令和6年3月～令和7年2月実績)

番号	対象建物	需要場所	契約種別	最大電力 (kW)	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	備考
1	産業科学技術センター	大分市高江西1丁目4361-10	高压	317	206	139	151	211	271	317	266	216	161	185	230	218	
2	大分家畜保健衛生所	大分市大字小野鶴442	高压	77	50	35	41	47	74	77	66	43	34	57	66	59	

3. 予定使用電力量(令和6年3月～令和7年2月実績)

番号	対象建物	需要場所	契約種別	使用電力量 (kWh)	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	夏季計 (7月～9月)	その他季計 (夏季以外)
1	産業科学技術センター	大分市高江西1丁目4361-10	高压	766,244	50,688	51,350	49,774	62,364	81,319	88,848	79,781	76,102	57,110	53,328	59,770	55,810	249,948	516,296
2	大分家畜保健衛生所	大分市大字小野鶴442	高压	208,206	15,250	13,669	15,276	17,228	22,992	23,981	21,015	16,178	13,631	15,556	17,003	16,427	67,988	140,218

4. 蓄熱電力量(令和6年3月～令和7年2月実績)

	対象建物	需要場所	契約種別	使用電力量 (kWh)	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
1	該当なし															
2	該当なし															

5. 負荷率(令和6年3月～令和7年2月実績)

番号	対象建物	需要場所	契約種別	最大需要 電力(kW) ①	年間使用 電力量 (kWh)②	負荷率 (%) 【②÷①÷ 8760】
1	産業科学技術センター	大分市高江西1丁目4361-10	高压	317	766,244	27.59%
2	大分家畜保健衛生所	大分市大字小野鶴442	高压	77	208,206	30.87%

※負荷率＝年間使用電力量(kWh)÷最大需要電力(kW)÷8,760(年間時間数＝365日×24時間)×100 小数点第3位を四捨五入